

今週（8月16日～18日）公表した感染者の行動歴

1 実家に帰省し親族又は友人と会食

- 50代女性：愛知県の実家に親族10人程度が集まり、お墓参り後に一緒に食事。
- 30代女性：九州の実家に帰省。他県からも親族が帰省し、親族5人で会食。
後に他県から来た親族の陽性が判明。
- 20代男性：発症前に県内の実家へ帰省し、友人5人と居酒屋ハシゴし飲み歩き。
- 10代男性：実家がある関東へ帰省。帰省先で友人と複数日に渡って遊興施設や観光地を訪問。

2 家族や友人と旅行

- 20代女性：発症前に、関西の友人宅に滞在し友人宅でのパーティーに参加。
パーティー参加者8名のうち5名の陽性が後に判明。
- 10代女性：友人3人とカラオケし、その後、別の友人3人と三重県へドライブ。
同日夜にさらに別の友人3人とカラオケし、その4人全員が陽性判明。
- 20代女性：発症前に複数回、友人親子の家へ家族で遊びに行く。友人宅ではマスクなし。また、友人2家族と計11人でリゾート施設でBBQ。

3 友人や親族との会食

- 20代女性：友人3人と名古屋市の居酒屋で飲食。うち1名が後に陽性と判明。
- 20代男性：発症前に、三重県のナイトクラブでパーティーに参加。
- 20代男性：発症前に夫婦で結婚式へ参加。その後の2次会から4次会まで参加。
- 20代女性：発症前に友人と4人で朝から晩まで遊ぶ。その後も複数の友人と会い、県内又は県外で会食を繰り返していた。
- 10代男性：発症前に友人を自宅に呼んで4人で食事し、その後麻雀。後に会食及び麻雀のメンバーに感染者がいたことが判明。
- 20代男性：38度以上の発熱があったにも関わらず、友人と居酒屋で飲食。
- 30代男性：友人10人と名古屋市内で会食。そのうち1人が発熱していた。

4 友人とバーベキュー（BBQ）

- 20代女性：自宅や河川敷で友人とBBQ。また複数日に友人と県内で飲み歩く。
- 20代男性：発症前に友人8人で集まりBBQ。その後カラオケを行った後、飲食店で飲食。
- 20代女性：発症前にSNSで知り合った6～7人で県内の河川敷でBBQ。



<https://youtu.be/oqFn6AHoJZQ>

【CDC】SARS-CoV-2感染伝播の科学的概要 (2021/5/7変更)



●人は、静かな呼吸、会話、歌、運動、咳、くしゃみなどの際に、さまざまな大きさの飛沫として呼吸器系の液体を放出

✓最も大きな飛沫は、数秒から数分以内に空気中から地面に急速に落下。

✓最も小さい超微細な液滴や、これらの微細な液滴が急速に乾燥してできるエアロゾル粒子は、空気中に数分から数時間にわたって浮遊することができるほど小さい。

【CDC】SARS-CoV-2感染伝播の科学的概要 (2021/5/7変更)



●主な3つの感染経路は、感染性ウイルスを含む呼吸器系の液体に触れること

- ① 非常に微細な呼吸器飛沫やエアロゾル粒子の吸入(リスクは感染源から3~6ft≒1~2mで最も高くなる)
- ② 直接の飛沫や噴霧(咳など)による口、鼻、目の露出した粘膜への呼吸器飛沫やエアロゾル粒子の付着
- ③ ウイルスを含む呼吸器液で直接、またはウイルスが付着した表面に触れて間接的に汚れた手で粘膜に触れること

【CDC】SARS-CoV-2感染伝播の科学的概要 (2021/5/7変更)



●感染リスクは、曝露されるウイルス量に応じて変化する
: 感染源からの距離が長くなるほど、また呼気後の時間が長くなるほど低下

1. 空気中のウイルス濃度の低下
ウイルスを含んだより大きく重い飛沫が重力によって地面などに落下し、空気中に残った非常に微細な飛沫やエアロゾル粒子は、遭遇する空気の量や流れの増加に伴って徐々に混ざり合い、希釈されていく。この混合は必ずしも均一ではなく、熱層や呼気の初期噴射に影響されることがある。
2. ウイルス活性および感染性の低下
温度、湿度、紫外線(例: 太陽光)などの環境要因の影響を受けて、時間の経過とともにウイルス活性や感染性が徐々に失われる。

【CDC】SARS-CoV-2感染伝播の科学的概要 (2021/5/7 変更)



- SARS-CoV-2の感染は、感染源から6ft≒2m以上離れた場所で空気中のウイルスを吸入することで起こりうる。

感染者が室内で長時間（15分以上、場合によっては数時間）ウイルスを吐き出すことで、空気中のウイルス濃度が6ft≒2m以上離れた人に感染するのに十分な濃度になり、場合によっては感染者が去った後すぐにその空間を通過した人にも感染しうる。

【CDC】SARS-CoV-2感染伝播の科学的概要 (2021/5/7 変更)



- 感染源から6ft≒2m以上離れた場所で空気中のウイルスを吸入して感染するリスクを高める条件

1. 密閉された空間で、換気や空調管理が不十分なため、吐き出された呼気、特に非常に細かい飛沫やエアロゾル粒子の濃度が空気空間に蓄積されること。
2. 感染者が身体を動かしたり、声を上げたりした場合（運動、叫ぶ、歌う等）
→呼気中の感染粒子が増加する。
3. これらの状態に長時間（通常15分以上）さらされること。

COVID-19と換気

- エアコン以外の「通常換気扇」を常時稼働し、出入り口を少しだけ開けておけば、必要にして十分。空気取り入れの穴がある扉なら、ドアを閉めていても問題なし。
- 換気扇がない部屋であれば、可能であれば出入口を開放のままで、1時間に2回、各5分程度窓を開けるようにするとよい。（CO₂濃度測定値も換気実施の目安に）
- いずれの場合も室温を保持するように工夫すること。
- 扇風機やサーキュレータを部屋の外に向かって常時稼働させることも有効。
- いずれにせよ、建物の換気仕様を再確認すべき。可能であれば換気扇追加設置すべき。

COVID-19と気温・湿度

- SARS-CoV2が低温・低湿度で増殖しやすくなる ×
- SARS-CoV2は低温・低湿度で感染伝搬しやすい ○
 - 低温では人々は室内で密になりやすい
 - 低温・低湿度では人の鼻腔・咽頭粘膜の感染防御機能が低下する可能性がある
 - 低温・低湿度環境でのウイルス生存期間は長くなる
 - 低湿度で感染性エアロゾルの空中停滞時間が長くなる

- 以上より適切な室温・湿度管理は重要

- ★加湿器の適切な保守管理も重要
- ★マスクは飛沫感染予防のみならず、粘膜の保湿にも有効

飲食店への営業時間の短縮要請について

1 対象区域

重点措置を講ずるべき区域（措置区域）：15市町
 （岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、
 北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市）

2 要請内容【特措法第31条の6第1項】

5時から20時までの時短要請
 酒類の提供を行わないこと
 カラオケ設備を利用自粛（飲食を主業とする店舗）

3 要請期間

令和3年8月20日（金）～9月12日（日）【24日間】

4 対象業種

飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービスを除く。結婚式場は飲食店と同様の扱い。）
 遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗（ネットカフェ、マンガ喫茶を除く。）

5 協力金

全期間要請に応じた場合のみ協力金を支給。
 中小企業：3万円～10万円（1店舗1日あたり）
 大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4（1店舗1日あたり）
 （上限20万円。中小企業も選択可）

大規模施設への営業時間の短縮要請について

1 対象区域

15市町

(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市)

2 要請内容

特措法施行令第11条第1項に規定する施設のうち、**建築物の合計床面積が千平方メートルを超える大規模な集客施設等**(ショッピングセンター、百貨店等)に対して、20時までの営業時間の短縮を要請(映画館等、イベント関連施設等は21時まで)。※生活必需物資・サービス除く。

3 要請期間

令和3年8月20日(金)～9月12日(日)【24日間】

4 対象施設

施設の種類	施設例	要請等内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡を超える施設について、20時までの営業時間短縮(映画館は21時まで)(イベントの場合は21時まで) 【特措法第24条第9項】 ※1,000㎡以下の施設については上記時短の働きかけ ・施設内外に混雑が生じることがないように入場整理の徹底 ・入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて周知 ・酒類提供を行わないことの働きかけ(利用者による持ち込みを含む) ・業種別ガイドラインの遵守徹底 【特措法第24条第9項】
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地等	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等	
遊技場	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場等	
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等	
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等	

5 協力金

営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮を実施した大規模施設の運営事業者及びテナント・出店者に対して協力金を支給。※詳細は後日発表

令和3年度8月20日専決処分（案）

予算規模 68億7,595万5千円

（単位 千円）

- 自宅療養に備えた体制づくり 792,617
 感染の急拡大に伴い、今後自宅療養が必要になった場合の健康観察や生活支援体制を確保するとともに、必要な資機材を整備
- 飲食店等の営業時間短縮にかかる協力金 4,241,282
 飲食店等の営業時間の短縮にかかる協力金について、まん延防止を着実に進めるため、要請期間を延長するとともに、額を増額して支給
- 大規模施設等の営業時間短縮にかかる協力金 938,400
 まん延防止等重点措置区域の大規模施設等に対する営業時間の短縮要請に応じる大規模商業施設の運営事業者やテナント事業者に対して協力金を支給
- 飲食店等の時短営業等の影響を受けた事業者への支援 720,000
 まん延防止等重点措置指定に伴い売り上げが30%以上減少し、国の月次支援金の対象とならない事業者への支援金を支給
- 酒類納入事業者への支援 183,656
 まん延防止等重点措置区域の飲食店と直接又は間接の取引を行う酒類提供事業者について、国の月次支援金に上乗せして支援

■財 源

- 国庫支出金 6,042,075
- ・ 地方創生臨時交付金 5,251,714
 - ・ 緊急包括支援交付金 790,361
- 繰 入 金 625,974（県有施設整備・新型コロナウイルス感染症対策基金）
- 諸 収 入 207,906（飲食店等時短営業の協力金にかかる市町村負担金）

○R3年度新型コロナウイルス感染症対策予算措置状況

	R3年度当初予算 (R3. 2. 25提出)	33,246,049 千円
1次	R3年度4月専決 (R3. 4. 26専決)	4,948,744 千円
2次	R3年度5月専決 (R3. 5. 9専決)	7,319,938 千円
3次	R3年度5月専決 (R3. 5. 16専決)	4,015,864 千円
4次	R3年度5月専決 (R3. 5. 31専決)	9,845,244 千円
5次	R3年度6月専決 (R3. 6. 18専決)	2,703,561 千円
6次	R3年度6月補正予算 (R3. 6. 22提出)	16,809,471 千円
7次	R3年度8月専決 (R3. 8. 17専決)	3,945,870 千円
8次	R3年度8月専決 (R3. 8. 20専決)	6,875,955 千円
合 計		89,710,696 千円

○R3年度分 (当初～8次) の財源内訳

- ・ 国庫支出金 70,695,273 千円
 - うち、地方創生臨時交付金 38,473,378 千円
 - うち、緊急包括支援交付金 20,897,018 千円
- ・ 基金繰入金 9,280,225 千円
 - 県有施設整備・新型コロナウイルス対策基金 8,224,860 千円
 - その他の基金 1,055,365 千円 (地域医療介護総合確保基金など)
- ・ 諸 収 入 9,726,204 千円 (制度融資の預託金の返還金収入など)
- ・ そ の 他 8,994 千円 (財産収入)

89,710,696 千円